

令和6年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

令和6年10月25日（金）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（継続議案） |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 非農地証明の願い出について |
| 第6号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは始めさせていただきます。後ほど全員協議会で詳しく説明させていただきますが、来月11月9日、10日に産業祭が開催されます。昨年から通常の開催となっておりますので、多くの来場者が予想されます。また、委員の方々につきましては振興会でもご協力いただく方もいらっしゃいますが、農業委員会の方でもご協力いただくようになると思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただいまから令和6年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天候が不順で暑かったり寒かったりで、皆さん体調を崩している方もいるのではないかと思います。気圧の変化が一番体には良くないらしいので、皆さんお気を付けてください。また、今月は納税猶予地の見回りをさせていただきまして、誠にありがとうございました。後ほど説明があると思うのですが、やはり納税猶予で初めは「やります」という方が、どうしても年が経つと、これでいいのかなという土地が確かに出てくるんです。それを後で皆さんに全員で協議していただきたいと思います。今日は案件が多いので、ぜひ皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに総会が進みますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、10月4日に開催された「西多摩農業委員会連合会臨時総会」に事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は本郷委員と山崎勇委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。なお、本日はご本人をお呼びしている案件が2件ございますので、先にそちらを優先して審議いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受83について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受83 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受83について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) はい。10月21日に私と山崎勇委員と事務局2名で見てきました。地図は10ページになります。

(現地案内図 説明)

まず○○○○ですが、両脇に梅の木が数本植わってまして、梅の木の間の空いている部分、

今は農業体験等をやられているそうなのですが、ゆくゆくはこの部分にも果樹を植えていきたいとおっしゃっているそうです。その下の△△△△は、以前は草が生えていたそうなのですが、草もきれいに刈って稲わらが横たわっているような状態で、フカフカな、いつ畑にしてもいいような状態になっています。ここは畑にするそうなのですが、具体的に何を植えるかというのは聞いていません。基本的にはここら皆さん、景観のいい所で、見晴らしも良くて、趣味的に畑をやるには十分な環境かなというところですよ。皆さん自分のペースでやられているので、ここも枯れることなく畑としては十分活用していただけるのかと思っています。皆さま、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。この方は●反歩ぐらい持っているようですが、そこはちゃんとやっているのですか。

(事務局) はい。昨年3条で息子さんが取得したのですが、ご本人的には自然農ということで、一応境界についてはきれいに刈られていました。中はちょっと草は多かったのですが、ご本人いわく、自然農というので、雑草も含めての栽培方法だとおっしゃってありました。古代米と言って、黒いお米が植わっている田んぼになっています。

(堀江職務代理) ヒエか何かも生えちゃってる？

(事務局) ヒエも生えています。

(堀江職務代理) なるほどね。

(山崎勇委員) 赤い米だよ。

(事務局) そうです。赤い米です。

(嶋崎委員) ひとつ、いいですか。ここは大体田んぼかね？

(事務局) このエリア自体は、田んぼは半分もないかも知れないです。

(嶋崎委員) じゃあ、ほとんど畑に変えたって感じ？

(事務局) 畑が多いエリアになっています。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。一部まだ田んぼをやっている場所もあるということですね。

(事務局) 一部田んぼもございます。

(嶋崎委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。ご本人をお呼びしてよろしいでしょうか。それでは農地を譲り受ける、○○○○さんに入ってください。

(○○氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところご足労いただきありがとうございます。早速なのですが、自己紹介を兼ねまして、これからの計画とか抱負等、簡単にお話いただければと思います。よろしくお願いたします。

(○○氏) はい。皆さま、こんにちは。私は●●という所で、●●●●●●を経営して約30年になります。今はほとんど息子の方にバトンタッチしているような状態で、まだ役員としては残っているんですが、2年前ぐらいからは経営から離れて、●●●●●●という農園があるのですが、同級生ですと昔から農業と一緒に手伝ったり、私も●●●●●●をやりながら農業体験教室とかをやったり、一次産業から三次産業までの農業を私は30年ぐらい前から研究していて、開発、製造した物を●●●●●●●●に入っていて、農家の庭先市というのを都内のいろいろな所

でやってきました。そんな繋がりです。2年ぐらい前から本格的に畑を自分でやりたいなと思って、息子も今、レストランを展開してやっていますので、一緒に一次産業から三次産業まで、また、あきる野市の特産品としてなっていくような、貢献できるような物を農業を通じてやっていきたいと思って、申請させていただきました。そんなところですが、よろしいでしょうか。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 小川と申します。よろしく申し上げます。私もね、田んぼをやっているんですけど、この所で古代米をやるといようなお話で、私も古代米、赤米と緑米を作っているんですけど、その作業をどんな感じでやるつもりでいますか。

(〇〇氏) 古代米の方なんですけど、それは私と息子で最初買った所なのですが、以前からやっていた方が半分自然農という形で古代米をずっと作っていて、一緒にやり始めているんです。私はまだ経験が浅いのですが、一緒に力になればと思います。

(小川委員) ご本人さんがやるんじゃないかと、みんなでやるというイメージなんですか。

(〇〇氏) そこは、その古代米の部分は一緒にやっているという・・・

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(山崎勇委員) 山崎と申します。先だって今回の案件の所を見させていただいて、そちらについてお聞きしたいのですが、まず〇〇〇〇ですが、そちらは果樹を植えるようなお話をいただいているのですが、果樹の種類はどんなものなのかというのと、もうひとつ、△△△△の方、きれいに整理されているというか、かなりフカフカした良い所だなと思っているんですけど、そちらの方はおそらく野菜関係なのかなとは思っているのですが、そちらの方の計画をちょっと教えていただければと思います。

(〇〇氏) はい。果樹の方なんですけど、元々梅林だったので、南高梅の小梅と大きい粒のとあるんですけど、それを知り合いのレストランの料理長に頼んで梅ジュースと梅ジャムを作っていて、素晴らしい物ができましたので、これを商品化しようと、今、動いているんですけど、そんな感じで梅はやっています。それで私は新たにブドウ畑を作ろうと、勝沼から農薬をあまり使わないようなやり方の人に来ていただいて、こちらの畑の土を全部調べてもらったら、ここはブドウがいいと言われて、ビニールハウスでシャインマスカットとピオーネを、そしてブドウの原種の苗をその方が持っていて、それを今回30本もらってきて、それを植えていく予定です。ブドウができましたら、ジュースとかジャムとかに商品化するというのもあるのですが、まずその素晴らしさを小学生とか地元の人達に採ってもらって、食べてもらって、そういう体験からやっっていこうかな、なんて考えています。あと、最近温暖化と言うか、気温がすごく上がっていますので、ちょうどあきる野辺りが今、オリーブに適していると聞いて、オリーブを植えました。オリーブオイルを採るのに一番いいアルベキーナという種類を植えて、収穫してオリーブオイルを作るまでを、体験みたいなことから始めようかなと思っています。私は元々の農家ではないので、いろんなことをチャレンジして、いろんな物を町の特産品や名物だとか、素晴らしい拠点にできるような方向で考える発想をしていますので、ちょっとユニークな発想かも知れませんが、そんな形で広めたいと思っています。

(山崎勇委員) 上流の方はどうなんですか。果樹か何かを植えるということですか。野菜じゃなくて。

(〇〇氏) 上流の方はオリーブを前の方に植えて、後ろの方は何か野菜も植えてみようかなと。ちょっとまだ決めてないんですけど、どんな野菜がいいのか、あそこはすごく日当たりが良すぎるくらい良いので、どんな物がいいか、ちょっと専門の人達に聞きながらやろうかなと思っています。

(山崎勇委員) それと、赤米の話なんですけど、そっちもちょっと見させていただいたんですけど、農法の問題はそうなんでしょうけど、あまり大きな田んぼじゃないんでね、ちょっと草に負けるんじゃないかなと思っていて、早め早めに草も取っちゃった方がいいんじゃないかなと。それならもっと収量が増えるのかななんて、ふと思ったりなんかしているので、よろしく願いします。

(〇〇氏) はい。良く分かります。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。

(米倉委員) 米倉と申します。あの、先ほどおっしゃったように、体験だったり、いろいろ試作して商品化するという話ですよ。自家消費だったり、地元の例えば農協さんとかに商品として出すという考えではない？

(〇〇氏) ないです。

(米倉委員) じゃあ、いろいろ試行錯誤して、いろいろな物を作って、試してみて、良ければ商品化しようというような感じですか。それを主体としてなるのは〇〇さんではない？

(〇〇氏) 主体は私と息子ですね。息子は農業とは違うんですけど、秋川溪谷の名物で鮎がいますが、それを使った商品を作りまして、マルシェや駅前で販売をしていますので、そういう経験がありますので、農業の方でもそういうところを目指していきたいなと思ってやっています。

(米倉委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(嶋崎委員) ひとつ、いいですか。そういうことになりますと、農業は今までやっていたとは言っても、今までとは完全に違うことを始めるという、そういう考えですか。

(〇〇氏) 農業は農業なんですけど、それを使って、今までの農業と言ったら市場に卸して買ってもらうとかだと思んですけど、そうではなくて、一次産業から三次産業、私もできれば六次化を目指して、また息子がレストランを展開していますので、そちらの繋がりを広げていって、ただ作るだけではなくて商品化して、そして町に貢献するような、そういう六次産業化の流れを農業を通して作っていきたいなと思っているんです。ちょっと昔ながらのやり方ではないので、ちょっとご理解が難しいのかも知れないけれども、時代に応じたところで、そういう風にしたらどうかなと思って、チャレンジをしてきたいなと思っています。

(嶋崎委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(平野委員) 平野と申します。今日はどうもお世話様です。私も勉強不足で自然農法というのは定義が良く分からないのですが、ちょっと現地の写真を見せてもらえると、やっぱり古代米を作った所は結構草が繁茂しちゃったりして、周りの田んぼを持っている方なんかの反応とか、

あとは草の種が飛んでくるとか、病害虫が飛んで来ちゃうとかという問題もあると思うので、その辺の周りとの協調性というのはどうなのでしょう。

(〇〇氏) 古代米の部分の畑なのですが、周りの人達とも話したのですが、周りの人達も自然農法を追求している人が何グループかあって、すごくその周りの人達とは仲良くやっています。ただ、周りの農家さんとかいろんな人に迷惑はかけちゃいけないので、その辺のところも良く話し合いながらやっていきたいと思います。結構一生懸命やってるんですけど、これ全然やってないじゃないかと言われないうように、ちょっと考えていかなきゃいけないと思っています。

(平野委員) まあ、周りの理解があるということ。

(〇〇氏) はい。

(平野委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

(〇〇氏) 忙しいところ時間を作っていただき、ありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かご意見ございますか。

(橋本委員) すみません。〇〇さんは農作業はやらないんですか。

(事務局) 〇〇さんもやっています。

(議長) 息子さんが主になっていったということ。

(橋本委員) 人を使うとか、そういうこと？

(議長) 仲間がいる。

(事務局) 中心にはなっています。外から人を呼んで、一緒に畑をやるというイメージになっています。●●●の方なんかはそういう有機栽培のコミュニティみたいなので、さっきおっしゃっていた●●●さんとかが結構中心になって、このエリアで盛んに皆さん、外から人を呼んだり、自分達でも農業をされているというのは聞いています。

(議長) この前の持ち主は直前まではやってたんですかね？

(山崎勇委員) ご本人さんはね、□□□□□さんという方で、もうかなりの高齢じゃないかな。もう全然外へも出て来てないし、息子さんがいるのかな。息子さんがたまに●●の方の畑は耕してはいるけどね。

(議長) この感じだと、田んぼを全部持っているのを処分するという感じですよ。

(山崎勇委員) でしょうね。全然使われないよりは、いいかなと思いますけどね。

(議長) では、〇〇さんが中心となって、しっかり管理するようにと・・・

(事務局) 言うようにします。

(小川委員) でも、実際ね、草が少しでも減ればいいと言うか、●●歳の人が手も足も出ないのを、他の人が手足を出してくれるところもね、やっぱり配慮した方がいいのかなって。私自身はね、あきる野市の農地を草にしないよという方向でね、考えた方がいいのかなと思うんだよね。本人がやる気で三次産業までやる、六次産業までやるというような方向性を持っているということはね、自然農法でもそれなりに何とか作物が採れるぐらいの除草をしてもらえばいい、というような判断でいいんじゃないかなと思うんですけど。

(平野委員) 反論じゃないですけど、これを貸し借りだったら何とかなるけど、所有権を完全に移転しちゃったら、やらなくなっちゃった場合どうしようもなくなっちゃう。その辺が問題かなと思うんですけど。

(山崎勇委員) もうひとつは、あそこ組合なんだよね。●●●●●・・・

(事務局) ●●●●●●●●●●。

(山崎勇委員) 多分、あそこに入るということは、その会員になるのが条件なんですよ？

(事務局) には、なっているはずですよ。

(嶋崎委員) それはどういう組織になっているの？

(小川委員) 要するに区画整理やった時に・・・

(山崎勇委員) そう。だから水利権も組合が持っているんですよ。田んぼの組合が。だから役員が決まっていて毎年総会なんかも行われているから、そういう意味でいい加減なことはいできないんじゃないかなっていう気がしないでもないけどね。

(議長) まあ、じゃあ、それが条件になっているってことだね。組合。

(事務局長) 条件というか、多分入らないと・・・

(山崎勇委員) 入らないとね、水がもらえないんです。

(事務局) 水が使えないので。

(事務局長) 入らざるを得ないと思います。

(議長) 今、平野委員がおっしゃったように、農業委員会の根本の問題はそこなんですよ。これに限らず、所有権が渡るけど、自分の物になったら手付かずみたいになっちゃうのが、どうしても中には出てきちゃうので。だからもう、全部に言えることなんですよ。この、0㎡になってから特にですね。ほんと、根本の問題なんです。この件に限ってという訳じゃないので、やはり農業委員会としては、要件が揃っていて、ここへ来て本人がやりますと言われれば、もう・・・というところなんですよ。だから本人が主体となってちゃんとやってください、自然農法も周りとの調和を考えて、放ったらかしというのはやめてください、適度に管理をしてという条件を、必ず言ってもらって。

(事務局) 承知しました。

(議長) それでいかがですかね。半年でも、1年後でも見に行かせてもらいますからと。ここで皆さんの意見が出たような感じになっているか。

(嶋崎委員) その自然農法とかね、実際に日本の自然農法でやっている人は、いろんなデータを見ると、草退治のやり方だとか草の生え方の調整だとか、相当いろんな事を研究してやっているんだよね。だからその辺はきちんと念を押しておいた方がいいかな。

(議長) そうですね。まあ、自然農法も限度があって、山の中の一軒家だったらいいけど、周りにも他の人の土地があるから、その辺をかなり・・・

(山崎勇委員) 自然農法の田んぼは今回の案件じゃないんだよね。前回買った場所なんだよね。

今回買う所は両方とも果樹を植えるという話ですが、でも、全部・・・

(事務局) 全部耕作要件がありますから。

(山崎勇委員) そうですよ。

(事務局) 最初は、その自然農の所が遊休農地になってるんじゃないかと私は思いまして、それで

お呼びして聞いたら自然農であそこはちゃんと手を付けてやっています、ということだったので、全部耕作要件は満たすのではないかと思います、今回総会に諮らせていただきました。(議長) だから、2回目以降はそれが効くんです。さっき私も聞きましたけど、自分の持っている所をちゃんとやっているのか。それをやっつけてあげれば、ここでは次の件は許可基準を満たしていないと言う事はできるんです。最初はもう本人を信じてやってもらうしかないということなのですが、では、かなり厳しい条件を付けて許可ということで、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。それでは、収受83について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、条件を付けて、異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第6号議案、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。10月22日に個人で見た後に、23日に平野委員と事務局と3名でもう一度現地を確認してまいりました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

概ね●反●畝の畑なのですが、その内の西側を使う予定だと思うのですが、南側3分の1はすでに開墾してありまして、残りの部分を近々、承認されたらきれいにするのではないかと思います。ずっと使われてなかったような土地で、古い梅の木と柿の木が数本残っているだけで、あとは結構高い、2メートル以上の草が繁茂していたようですが、もう大分3分の1程度は開墾してあるので、残りを開墾すれば畑としては使えるのではないかという状況になっていました。以上ですが、よろしくご審議のほどお願いします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。この方は全く0㎡なんですか。

(事務局) はい。そうです。〇〇さんは果樹をやられる予定でして、●●●に住みながら、●●の方で地主さんから委託を受けて、いろいろ教えていただきながら果樹栽培をやっているそうで、こちらの方でも畑を借りてやりたいと、お話いただいております。

(議長) 今度は借りるということね。

(事務局) はい、借ります。

(議長) 何かご意見・ご質問ございますか。ご本人がいらっしゃっていますので。では、〇〇〇〇さんに入ってください。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところありがとうございます。

(〇〇氏) よろしくお願いいたします。

(議長) 早速なのですが、自己紹介と今後の計画、抱負等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願ひします。

(〇〇氏) はい。〇〇〇〇と申します。年齢は今年12月で●●歳です。畑をお借りできれば、シャインマスカットをメインに植えて栽培しようかと考えています。大体あのくらいの広さだと35本ぐらい、短梢一文字栽培でできるかなと思っています。今年の冬に作る事ができれば、来年の3月に定植して、1年は普通に収穫なしで育てて、来年から1本の木に5房ぐらい付けれるかなと思っていますので、170房ぐらい、再来年から収穫を始められるかなと考えております。そんな感じです。すみません。よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(山崎勇委員) すみません。単純なことなんですけど、ブドウの栽培の経験みたいなのはあるんですか。

(〇〇氏) はい。今、●●の方で・・・

(山崎勇委員) あ、やっているんですね。

(〇〇氏) はい。栽培しております。

(山崎勇委員) 長くやっているんですか。

(〇〇氏) いや、まだ2年ぐらいなんです。

(山崎勇委員) 2年。●●にも畑を持ってやっている？

(〇〇氏) 自分の手持ちではなくて、法人なんですけど、そちらに所属して、やらせていただいています。

(山崎勇委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(堀江職務代理) 堀江と言います。よろしくお願ひします。先日現場を見させていただいて、●反●畝の全体の3分の1ぐらいは開墾、抜根してあるようだったのですが、あの面積の半分弱ぐらいを借りる予定のようですが、残った部分は将来的に借りたいとか？

(〇〇氏) もし、そうですね、地権者さん、△△△さんの方では残った方はご自分で使われるという事だったのですが、もし、お借りできればそちらも・・・

(堀江職務代理) 今まで結構放置されてたような、背の高い草がいっぱいあったので、本来なら、できれば全部刈り込んで、全部やった方がいいのかなと思ったので、もし将来的にそういう予定があるのであれば、頑張ってやっていただきたいなと思います。

(〇〇氏) ぜひ、はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(本郷委員) あの、シャインマスカットは屋根を付けないとダメらしいですよ？

(〇〇氏) 屋根というと、ハウス・・・

(本郷委員) ええ。

(〇〇氏) あ、大丈夫です。そのまま露地でも。

(本郷委員) あ、そうですか。で、どちらで、屋根を付けないでやられる？

(〇〇氏) はい。付けないで。

(本郷委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。それでは〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) すみません。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(栗原委員) 果樹栽培で、契約期間が5年なんですけど、これは延長できる前提で借りられるということなんでしょうか。

(事務局) はい。延長はできますが、今回はこの年数でやられています。地主さんのご希望が短い期間で、ということだったので。

(栗原委員) それで、5年で切ったということ？

(事務局) 5年で切って、それで状況を見て、更新の有無は決めさせていただきたいとお話を伺っております。

(栗原委員) 分かりました。

(議長) ここは市街化なの？

(事務局) 調整区域です。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(山崎健委員) 果樹、ブドウということなので、棚を作るかと思うのですが、どういう形になるか分かりませんが、これをもし、〇〇さんの方で果樹をやめるよ、あるいは農業をやめるよと言ったときに、その撤去の話とかは出ているのでしょうか。

(事務局) はい。年数が終わって返すという時には、必ず撤去するという覚書を交わして、現状復帰して返しますという取り決めは、お互いの間でしております。

(山崎健委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受82について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受82 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受82について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。報告をいたします。資料について若干説明をしておきます。譲受人と譲渡人の関係ですが、兄弟になります。自畑●, ●●●m²は、兄弟合わせてのものということになり

ます。今回の所有権移転前の比率は、お兄さんの方が約●, ●●●㎡。弟さんが●●●㎡ということになっております。地図は9ページをご覧ください。10月21日に米倉委員と事務局2名と私の4人で現地調査を行っております。

(現地案内図 説明)

現況ですが、○○○-○は草に覆われておりました。端の方にナスの木の残骸が積まれておりましたので、少なからず少し前までは作付けがされていたと思います。次に△△△-△、こちらは●●㎡ほどの小さな面積で、登記上は農地ということなのですが、急な斜面になっております。□□□-□はきれいに耕耘されております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。
(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受82について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。番号1について、説明いたします。10月23日に事務局2名と長濱委員と私の4名で現地調査を行いました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、葉物等が栽培されておりました。引き続き営農を行っていることが確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案ですが、こちらは先月からの継続議案となります。では番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案(継続議案)、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり農地として使用していることを確認する。令和

6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。それでは説明させていただきます。先月の総会で保留となった案件です。地図は12ページをご覧ください。10月21日に私と事務局2名の3名で現地の調査に行っていました。

(現地案内図 説明)

先月の報告では田①、田②、田③、この3枚につきましては、柿や柑橘等の果樹が植えてあり、問題ありませんでした。田④と田⑨もサトイモやネギ、また花等が植わっており、きれいでありました。問題となったのが、田⑤、田⑥、田⑦、田⑧、田⑩になります。主にこの問題となった箇所のみを確認してきました。概ね草が刈られてきれいになっておりました。農地として管理されているということで問題はないかと思えます。以上になります。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 事務局に聞きたいのですが、●●の田んぼは全体的に草だらけなんだよね。この部分、今後トラクターを入れたり、何かするという話は聞いていますか。耕耘するかどうかという話。

(事務局) この納税猶予の部分ですか。いや、そういうのは聞いていないので、草刈り程度の管理になるのではないかと想定されます。果樹もありますし。

(小川委員) 実際、田んぼだからね、他人の敷地を通らないと自分の田んぼに行けないというジレンマは実際あるんですよ。ここの所は全体的に、半分ぐらいは草なんだよね。この方が、ということではなくて、全体的に田んぼに水が入らなくなってから草がひどいんだけど、今後農地を守るという意味ではね、どうしたらいいか全体的に検討した方がいいのかなという、素朴な疑問で発言しました。以上です。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(武田委員) あの、小川さんのおっしゃるのと同じなんですけど、かなり、ほとんど作付けもされてないような田んぼの地区ですけど、これだけ細かく分かれていて、道も無くて利用しづらいとなると、やっぱり荒れるのは自然なことかなと思います。やっぱり地主さんなり、一体的に借りられる人が集約的に借りられるようなまとめ方というのも、今後考えて、荒れないために何とかやっていく方法も考えていった方がいいのかなと、個人的に見て思いました。以上です。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。まあ、入れないって、先ほど言った番地の所が入りづらいんですかね？

(小川委員) あのね、要するに道路と田んぼに段差があるんだよね。あとは他人の田んぼを通らなきゃ、畦だから・・・

(議長) 耕運機ぐらいは通れる？

(小川委員) 耕運機、通れないです。普通田んぼの畦は40センチ～50センチじゃない？1メートルなんてないから。そうでしょ？

(議長) ああ、そう・・・

(小川委員) 実際昔からの田んぼだから。他の所はどうか分からないけど、●●地区の田んぼは全部そんな感じ。だから、人の土地を通らなきゃいけない。昔は順番に耕耘もやってたんだよね。水も上の方から順に流れてくるようにと、やってる所なので。そういうので、武田さんにも言ってもらったんだけど、1人でやるというのは厳しいかな。

(議長) そういう状況だから、なかなか手を入れられないというのは正直なところ・・・これいつ頃の納税猶予なの？

(事務局) 20年前なので。

(議長) もう終わるところ？

(事務局) そうです。最後の。

(議長) 納税猶予が切れる、解除されるということですね。そういう事情もあるのですが、まあ、刈ってくれたということで、いかがでしょうかね。

(小川委員) それで今後ね、草刈りをお願いしますという依頼だけはしておいてほしいと思いますので、お願いします。

(議長) では、この件につきまして、農地として使用している旨を確認する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告します。地図は13ページをお開きください。21日に米倉委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行っております。

(現地案内図 説明)

現状ですが、○○○-○と△△△-△は南向きの斜面に一体となった畑になっております。真ん中に段差がありまして、上下2段になった畑です。下の方の段は草地になっていて、少し背丈の高い草が目立つかなというような状況であります。上の段はキウイの棚があるのと、栗の木が2～3本ありました。この方は4、5年前ですかね、相続が行われているということで、現地の畑に隣接する住宅にお住まいの方に話を聞いたんですけど、同じ●●●に住んでいるということで、○○○○さんは知っているということで、5年ぐらい前までは野菜などの作物を作られていたと、こんなような情報をその方から得られたということでもあります。以上のことから、○○○○さんは当該生産緑地の主たる従事者であったと考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か。主たる従事者証明を取ったからと言って、買取申出をしなきゃいけないということはない？

(事務局) ではないですが、買取申出をするとは言っていました。

(議長) 今、4, 5年経っているんですけど、ひとつの知恵として、相続があったらとりあえず従事者証明は取っておいた方がいいということですよ。取ったからと言って、買取申出をしなきゃいけないという決まりはないので、逆に5年、10年経って従事者証明が欲しいと言われると、もう本当にやってたかどうかを知ってる人があんまりいなくなってしまうんですよ。

(山崎勇委員) 難しいね、すごく。たまたま、ちょうど知っている方の家があったので、そこに聞いたんですけどね。そういうことでもなければなかなか判断するのが難しいなという感じです。

(議長) とりあえず相続があって落ち着いたら従事者証明を取っておくというのが、ひとつの知恵というのか・・・余計なことをお話してすみません。では、他にはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらぬことを証明する。令和6年10月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。それでは報告させていただきます。10月21日に現地の確認に行っていました。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地はちょっと前に5条の許可手続きをしました、●●●●の駐車場になっておりまして、その続きの部分でございます。左側の方は山林ということで山の部分で、その後も駐車場に囲まれた部分でございます。現状といたしましては篠竹が繁茂している状態でございます、農地ではない状況でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) ちょっと教えてもらいたいんですけど、昔は開墾一生懸命やったんですけど、今はもう作物はいらぬ、何もいらぬってことになって、篠竹が生えちゃったと。そういうことで畑じゃないよという場所だと思うけど、そういうの、いっぱいあるんですけど、原野にするというのは、どういう理由ですか。

(事務局) 原野になれば売買もできるので、駐車場とかにもできるようにはなります。

(小川委員) 要するに、前回駐車場にした所の延長だからと、そういうことだよ。

(事務局) はい。そういうことです。

(小川委員) そうすると、こういうのがどんどん増えてくる可能性もありますよね。例えば五日市なんか畑じゃなくて山林というのが、いっぱいあるんじゃないかなと。

(事務局) ただ、五日市で山林化している所は農振農用地がかかっている所がほとんどでして、そういった所はこの非農地証明はできないんですよ。

(小川委員) ああ、そうなのか。

(事務局) 農振農用地はあくまで農地に戻してください、ということになってしまうので、こういった非農地証明はできないような制度になっています。

(小川委員) ここは農地じゃなくできるような地域なんだ。

(事務局) そうです。

(議長) 非農地証明ができる条件は？ 20年とか？

(事務局) いや、20年とかではなく、自然に山林化、原野化している所で、農振農用地でなければ、こういったことは活用できます。

(小川委員) だから、この方は●●●だから、作業には来れないから。

(事務局) むしろそういう農地性のない所は、非農地証明で農地からどんどん外していこうという流れはありますね。東京都の方から。

(議長) 家は建てられない？

(事務局長) 建てられないです。税金も上がりますし・・・

(小川委員) 駐車場だったら・・・

(事務局長) 駐車場は道がないと駐車場にもできないので、買う人がいる、いないもあると思いますので、全ての所にこれが当てはまるかと言うと、なかなか難しいかなと思います。

(山崎勇委員) これ、現況原野で課税されているということだよな？

(事務局) ここは課税は畑です。

(山崎勇委員) 前に五日市の所でやったのは、現況原野で課税されてたよな？

(事務局) はい。前回の時は原野でしたが、特に課税の状況は関係ないです。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」の規定に基づき農地にあたらぬ旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは、番号1を説明させていただきます。21日に事務局2名と志村委員と私の4名で現地確認をいたしました。地図は15ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇と△△△-△の畑ですが、現在も〇〇〇〇〇が使っておりまして、今、カブが不織布のトンネルできれいに作ってあります。畑の方もきれいになって、一部収穫もしています。それから畝間もきれいにしてありまして、少しずつ草退治をされている、こんな状況でございました。あそこは結構大勢でやっていますので、かなり手も入ってます。あちこち借りてやっていますが、非常にきれいにしておりますので、ぜひ今後も続けてきれいにしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2, 番号3については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号2 朗読)

(第6号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2, 番号3について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。では説明いたします。10月23日に現地調査を行いました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認しましたところ、ネギ、キャベツが栽培されていまして。耕作していることが確認できました。番号3についても、やはり23日に現地調査を行いました。17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認しましたところ、ブロッコリー、ヤツガシラ、サトイモが西側に、ナス等が東側に栽培されていまして。それで、緑肥を作ったような跡がありましたので、緑肥を作ってから作物を作っているような状況で耕作しておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2, 番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5, 番号6, 番号7, 番号8については関連案件となりますので、一括で審議いたします。また、□□委員の案件となりますので、□□委員には一時退席願います。

(□□委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号5 朗読)

(第6号議案・番号6 朗読)

(第6号議案・番号7 朗読)

続いて、議案書8ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5,番号6,番号7,番号8について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。先ほどと同じく、10月23日に現地確認に行っていました。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは軽トラック1台がやっと通れるぐらいの道なんですけど、そこに〇〇〇〇-〇と、4筆が一団となっていてなっています。〇〇〇〇-〇は現状では梅林になっていました。〇〇さんは△△△さんの義理のお兄さんに当たる方で、認定新規就農者で榊をメインに作るということで、榊の苗等が植え始めてありました。残る4筆一団となっている場所ですが、ここはなだらかに、北に向かって下がっている斜面なのですが、下はきれいに刈ってありまして、古いクヌギの木その他、梅等の木が所々に生えていますが、もう榊の苗木が植えてありまして、これから10年、20年という年月で借りていますので、今後は榊の枝を販売する、市場に出すような話をしておりまして。この方は△△△さんのお手伝いをしたり、自分でも苗木を育ててやっていくということなので、何とかこれからやっていただけたらと思います。簡単ではございますが、そんな状況になっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小澤委員) 住所が一緒なのですが、一緒に住んでいるのですか。

(事務局) 一緒に住んでいます。1階が△△△さんのお宅で、2階が〇〇さんのお宅で、一緒に住まわれています。

(小澤委員) ああ、そうなんですか。

(議長) 他にご質問ございますか。

(小川委員) ちょっと素朴な疑問なんですけど、貸す方の△△△さんは借入地があるのに、貸すというのは、兄弟だから貸すという話？借りているのにも関わらず、貸すというのは、どういうことなのですか。

(堀江職務代理) △△△さんが借りている所は竹林と栗林なんです。それで、貸す所は本当にその、クヌギ等が生えていた所に、今度は榊の苗木を植えていくという場所なので、榊の方は〇〇さんに貸して、その栗林と竹林は△△△さんの方で管理するという形でやっているようなんですけど、結局売店で売ったりするのに売れる物と、榊等は違う所に出荷するというのがあるので、それぞれが管理しやすいように分けるというような感じなんですけどね。ただ、△△△さんの面積がそろそろ●町歩超えてしまうので、そうなってくると夫婦2人でやれる面積では

ないので、〇〇さんに結構手伝いに来てもらっているみたいです。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号5, 番号6, 番号7, 番号8の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは□□委員に入ってください。

(□□委員 入室)

(議長) 続きまして、番号9について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書8ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号9 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号9について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。ここも先ほどの案件とほぼ地続きに近いような場所なんですけど、地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは元々△△さんという方が持っていた栗林で、すでにきれいにイガとかが積んであったので、管理はもう始めているような形には見えませんでした。ちょうど隣が〇〇さんの自分の畑で、2ヶ所まとめてきれいに電気柵も張り巡らされておりました。この地区は結構イノシシとか獣害がひどいらしくて、栗とかは結構被害が大きいそうなので、その辺の対策もきれいにやりましたので、問題なく管理してくれると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号9の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会10月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、11月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時10分